

福岡県児童福祉関係費用徴収規則（昭和51年福岡県規則第56号）新旧対照表

改 正 案				現 行			
別表第1（第3条関係） 児童入所施設徴収金基準額表				別表第1（第3条関係） 児童入所施設徴収金基準額表			
各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親	母子生活支援施設、児童心理治療施設通所部及び自立援助ホーム	各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親	母子生活支援施設、児童心理治療施設通所部及び自立援助ホーム
階層区分	定 義	徴収金基準額（月額）	徴収金基準額（月額）	階層区分	定 義	徴収金基準額（月額）	徴収金基準額（月額）
A～D ₁₅	(略)	(略)	(略)	A～D ₁₅	(略)	(略)	(略)
備考	1～5 (略) 6 助産施設における助産の実施については次のとおりである。 (1) 法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。 ア (略) イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層又はB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。）が、 <u>488,000円</u> 以上であるとき。 (2) (略) 7 (略)			1～5 (略) 6 助産施設における助産の実施については次のとおりである。 (1) 法第22条に規定する助産施設への助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。 ア (略) イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層又はB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。）が、 <u>408,000円</u> 以上であるとき。 (2) (略) 7 (略)			